

第4回 議員定数等議会活性化特別委員会 記録

令和8年2月18日（水）

10時00分～12時32分

全員協議会室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長

今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員

【議長団】澁谷議長

【事務局】下間局長、濱見書記

議題

- 1 前回の振り返り
- 2 ハラスメントの防止に関する取組について
 - (1) 職員に対する議会独自のアンケート調査
 - (2) 浜田市議会政治倫理条例
 - (3) 先進地視察
 - (4) その他
- 3 議員定数の適正化について
 - (1) 今後の検討スケジュール
 - (2) その他
- 4 政策立案等をはじめとする議会活性化に係る事項について
 - (1) 議会改革推進特別委員会からの申し送り事項の確認
 - (2) その他
- 5 その他

○次回開催 3月2日（月） 本会議終了後 場所 全員協議会室

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

○川神委員長

定刻になったので、第4回議員定数等議会活性化特別委員会を開会する。

1 前回の振り返り

ハラスメント条例の制定方針について、前回、執行部と意見交換を行った。その際、本特別委員会はハラスメントに軸足を置いた取組をより全市的に広げられないか、また、執行部が現在検討しているカスタマーハラスメントと合わせ、包括的な条例にできないかを検討した。意見交換会においてその可能性を探ったところである。

執行部は、カスタマーハラスメントに特化した防止条例の制定を目指しており、当特別委員会が検討している包括的な条例とは路線が異なる。

執行部の方針は、新年度予算でコンサルティング事業への業務委託を行い、専門的知見やアンケート調査を活用して検討を進めるというものである。特別委員会としては、執行部と歩調を合わせたいと考えていたが、カスタマーハラスメントとパワーハラスメントを併せて制定するのは現状では厳しいとの見解も示されている。したがって議会としては、当面、パワーハラスメントの防止・抑制に関する取組を積極的に進めることを前回確認した。

なお、条例制定のプロセスは別となるが、ハラスメント撲滅という目的は共有するものであるため、執行部との情報共有は継続して行う。

将来的には、これらが何らかの形で融合する可能性も否定できないため、今後も緊密な連携を図っていくこととする。

以上の方針に関し、認識に相違はないか。あるいは、異なる見解を持つ者はいないか。

○笹田委員

執行部側がカスタマーハラスメント、議会側がパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントを分担するという点は理解できる。しかし、先日の研修の際、講師に共同での条例制定の可否を尋ねたところ、不可能ではないとの回答であった。そのため、まずは協議を進め、もし合流できる点があれば統合も検討すべきではないかと考えるが、現時点でまとめられた方向性に異存はない。

○川神委員長

ただいま笹田委員から、そのような発言があった。先ほど私からも連携について言及した。本来、パワーハラスメントとカスタマーハラスメントは同じハラスメントであり、包括的かつ広範な問題について、執行部とともに条例を制定できないかという考えから出発している。現時点では、執行部はカスタマーハラスメント、当特別委員会はパワーハラスメントに軸足を置いて進めることとしている。しかし、笹田委員の指摘どおり、将来的には両者が交差する可能性もある。その際には、「ハラスメン

ト」という大きな枠組みの中で、包括的な条例を制定できる可能性があると考えている。先に述べた連携についても、そうした可能性を含め、常に情報共有を図りながら進めていく。別々の路線を辿るとしても、決して交わらないわけではない。その点については共通の理解としたい。

2点目として、継続審議及び今後の検討課題について記載している。表題は「パワーハラスメント防止条例の実効性の確保」である。委員会設置当初、ハラスメント対策を検討する際、単なる理念条例に留めないことを確認した。可能な限り、罰則規定、教育啓発、相談・救済窓口、さらには第三者機関の設置などを盛り込み、実効性のある条例を目指したいと考えている。非常に高いハードルではあるが、理念的な側面については人権問題や政治倫理審査会など、既存の枠組みにおいてすでに「ハラスメントは許されない」という厳しい防止の考え方が示されている。したがって、我々が目指すべきは、実効性を担保できる制度の構築である。これについて引き続き当特別委員会で検討していく。

また、継続審議事項である議員定数及び議会活性化については、この後、各委員の意見を求めたい。議員定数のあり方や、前回委員会からの申し送り事項の確認、具体的な進め方について議論を深めていく。これが2点目の継続審議並びに今後の検討課題である。

次に、次回までの宿題・アクションとして、大きく2点を挙げている。1つは、アンケート内容に関する要望である。市がコンサルタントに委託して実施する事業者向けアンケートについて、カスタマーハラスメントだけでなく、パワーハラスメントと共通する項目を盛り込むよう、執行部に正式に要請したいと考えている。これについては総務部長をはじめ執行部側からも、積極的に協力したいとの確認を得ている。

2つ目は、職員向けの実態調査である。芦谷委員からの意見を踏まえ、市職員を対象としたハラスメント全般に関する内部アンケート案を本日の議題に付している。匿名性を担保した上で実施することについて総務部長と相談し、協力を取り付けている。

あわせて、先進地事例の調査について提案があれば、後ほど議論を行うこととする。以上が、前回からの振り返りの大枠である。この内容について、特に問題がなければ、前回までの振り返りを終了する。

2 ハラスメントの防止に関する取組について

(1) 職員に対する議会独自のアンケート調査

○川神委員長

前回、執行部との共同策定は困難であると確認した。そのため、当特別委員会としてはパワーハラスメントを中心とした条例制定及び防止対策に取り組むことを決定し、先ほどの振り返りでも説明したとおりである。具体的には、1点目の「職員に対する議会独自のアンケート調査」について議論を行いたい。

資料について、内容を精査した上で、最終的には正規職員等を対象にアンケートを実施する方針である。まずは本案に対し、どのような視点からでも構わないので意

見を求める。

○笹田委員

内容を確認したが、概ね妥当であると考え。ただし、問6の「相談した結果」については、問5の回答項目と連動していると思われるが、相談していない回答者が直接問6に進んだ場合に混乱が生じる懸念がある。その点に留意すれば、全体としては適切な調査結果が得られる構成である。

○川神委員長

指摘のとおりである。相談の有無による設問の分岐など、アンケートの構成や作成手法については再考の余地がある。

○今田委員

問4の「具体的にどのような行為であったか」という設問に関連し、ハラスメントは受け手の感情が重要視されるため、「その際にどのように感じたか」という項目を追加すべきである。それにより、当該行為がハラスメントに該当するかどうかの判断材料がアンケート結果から得られると考える。「どのように感じたか」あるいは「どのように思ったか」という視点の追加を提案する。

○遠藤委員

今田委員の指摘は理解できるが、そもそも本件はハラスメントに関するアンケートであり、回答者にとってもそれが大前提となっている。したがって、あらためて被害の有無などを問う必要はないのではないかと。また、先ほど笹田委員が指摘したとおり、例えば問5について、相談した者のみが回答するよう設問を分岐させ、その後問6を配置すれば、より分かりやすい構成になると考える。

○芦谷委員

現在の案で概ね良いが、1点懸念がある。市役所として職員の悩みや外部からの問題に適切に対応できているかという点だ。現在の問5は「相談の有無」のみを聞いているが、市役所の組織機構として、対応部門が機能していたかどうかを確認すべきではないか。市役所全体としてハラスメントを防ぎ、職場の健全性を守る仕組みが構築されているのか、またそれが有効に機能しているのかについても聞きたいと考える。

○川神委員長

組織としての「仕組み」について問うということか。

○足立委員

芦谷委員の意見を補足する。職場の相談窓口については、先日の執行部からの説明では人事課あるいは総務課が担当していたと記憶している。アンケートの回答者が「相談した」を選択した際、具体的にどの部署や役職者に相談し、その相手がどのような対応を取ったのかを記述する形式にすべきである。直属の課長なのか、あるいは特定の担当部署なのかを明確にすることで、実態がより把握しやすくなると思う。

○芦谷委員

先ほどの発言と同じだが、これまでの経緯を見る限り、市役所内部でパワーハラスメントが発生しても、見て見ぬふりをされてきた実態がある。現在の職場風土と

して、働く職員を真に守る体制が整っているのか、あるいは現在の体制が十分であるのかを問うべきである。職員を守るための組織体制の是非について、アンケート項目に盛り込むべきだと考える。

○濱見書記

職員のハラスメント相談窓口の有無や、それが機能しているかという点について説明する。現在「浜田市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」が定められており、人事課長及び市長が指名する職員で構成される苦情相談担当窓口が設置されている。したがって、制度上の窓口は存在する。ただし、それが職員に周知されているか、あるいは実際に機能しているかという点については、調査を通じて確認する意義があると考えます。

○西田清久委員

ハラスメントは受ける側がそう感じる場合が多い一方、行う側には、従来の経験や育った環境から、当たり前前の行為として行っているケースが多々ある。その認識のギャップが問題である。これまで当たり前だと思っていたことが、実はハラスメントであると自覚を促す仕組みが必要である。罰則規定の運用や、相談窓口での対応を通じて、上司らが、それはハラスメントに該当するため相手の気持ちを考えてやめるべきだ、と指摘し、具体的な行動改善を促す。こうした自覚の循環が生まれなければ、問題の根本的な解決にはつながらない。

○川神委員長

ただいま数点の指摘があったが、作成したアンケート案の全体的な流れについては、概ね大きな問題はないとの認識である。指摘された事項については微調整の必要がある。寄せられた意見を再度精査し、正副委員長において内容を再検討することとしたい。本日は、一部の意見をアンケートの設問形式等に反映させ、微調整を行うことを前提に決定したい。

アンケート完成後に執行部の協力を得ることは既に確認済みである。実施のタイミングについて、意見はあるか。

○笹田委員

アンケートの実施には執行部の協力が不可欠であるため、可能な限り早期に実施すべきである。内容が固まり次第、改めて委員会の議決を経ることなく速やかに進めるという方針が良いと考える。

○川神委員長

実施手法については、電子的な方法を採用したい。回答者の負担軽減と集計の効率化を図るためであるが、事務局として対応は可能か。

○濱見書記

実施計画の3番目に「Webフォームによる回答」と記載している。執行部が導入している「LOGOフォーム」というソフトを活用すれば、Web回答の仕組みを構築することは容易である。私が過去に在籍した部署で市民向けアンケートを作成した経験があるが、作成自体に難しさはない。本日の意見を反映させた設問案を作成し、

委員各位にURLを送付して事前に動作確認を行うことも可能である。承認が得られれば、執行部を通じて一斉送付し、各職員が自席のパソコンやスマートフォンから回答する運用を想定している。

○川神委員長

了解した。方針としてWebフォームによる回答を採用することとする。内容の整理がつき次第、執行部と最終確認を行い、実施に移る。調査結果の検証については、回収後に改めて協議したい。

あわせて、職員アンケートによる実態把握と並行し、実効性のある条例策定に向けた今後の取組について議論したい。アンケートの実施から結果の集計・分析に至るまでの期間において、ほかに独自に進めるべき作業や検討事項がないか。

○遠藤委員

現在のタイムスケジュールでは、条例制定までに相応の時間を要することは理解している。しかし、現在この瞬間にも、議会事務局において議員によるパワーハラスメントが発生している可能性があるかと危惧している。完成を待つ間に現状を放置すれば、事務局員が疲弊し、休職に追い込まれるといった事態を招きかねない。それは誰も望まない結果である。そこで、事務局としての現在の認識を聞きたい。特定の議員の名を挙げる必要はないが、パワーハラスメントに類する事態が存在するか否か、率直な見解を求める。

○下間局長

極めて言いづらいことではあるが、存在すると認識している。

○遠藤委員

私自身も懸念を抱いていたため、あえて尋ねた。実態がある以上、当特別委員会として条例策定を待たずに是正に向けて動くべきである。例えば聞き取りの実施や、自覚のない加害者への指摘が必要である。録音・録画のない場での自由討議などを通じて実態を共有し、全員が共通認識を持つべきだ。そうすることで、議員によるハラスメント防止の精度を高め、罰則規定を含めた実効性のある条例検討につながると考える。

○川神委員長

貴重な意見である。実効性のある条例を目指す当特別委員会として、制度作りだけでなく、議員個人の資質や自覚の問題にも向き合わなければならない。先般の議会運営委員会のハラスメント研修も効果のあるものであったが、自覚のないハラスメント行為を含め、各々が厳しく律していく必要がある。現在進行形で生じている事態を是正するために何ができるか、我々もしっかりと考えなければならない。

○芦谷委員

ハラスメント対策は全国的な課題である。事務局には、美郷町、三次市、廿日市市、福井県、また年度内に策定予定とされる益田市など、全国の事例に関する情報収集と蓄積をお願いしたい。

○濱見書記

美郷町の視察については承知している。同町のカスタマーハラスメント条例を含め、全国の自治体におけるハラスメント関連条例や政治倫理条例の制定状況を一覧にまとめた資料を用意している。これは議題2の(3)「先進地視察の検討」において提示する予定である。詳細な比較分析までは至っていないが、検討の資料として活用されたい。

○川神委員長

先進地事例については、後の議題(3)で改めて説明を求める。今は、直ちに対応可能な事項について議論を継続したい。

○今田委員

先ほど説明のあった、市職員が通報できる既存の機関が適切に機能しているか確認すべきである。実際に通報がなされているのか、その件数や内容について、開示可能な範囲でヒアリングを行い、現状を把握する必要がある。

○川神委員長

ほかに意見はあるか。現在、市職員に対する議会独自のアンケート調査を予定しているが、その実施を待たずとも、当特別委員会として早急に取り組めること、あるいは議論すべき事項があるかを確認したい。先ほど遠藤委員から、現在の議会内にハラスメントの実態があるならば、条例策定を待たずに即座に手を打つべきではないか、という趣旨の指摘があった。アンケートの実施や集計には相応の時間を要する。その間に当特別委員会としてどのような活動が可能か、各位の考えを伺いたい。

○笹田委員

まずはアンケートを実施し、情報を収集した上で浜田市の実態を正確に把握することが先決であると考え。遠藤委員の指摘も重要ではあるが、今後予定されている条例の見直しにおいて、遵守事項等の再検討を行う場がある。そこで改めてしっかりと議論すべきである。

○川神委員長

ほかに意見がなければ、次の議題に移る。

(2) 浜田市議会政治倫理条例

○川神委員長

本件に関しては、先般、芦谷委員から政治倫理条例とハラスメント対策の整合性について指摘があった。同条例には、議員が遵守すべき事項として、我々が身近に関わる事案が多く規定されている。ハラスメント防止条例との整合性を図る必要がある。

手元の資料に、浜田市及び他自治体の政治倫理条例を提示している。浜田市の条例の特徴や他市との相違点について、事務局から説明を求める。

○濱見書記

ハラスメント条例の新規制定という大きな目標と並行し、直ちに取り組める課題として、浜田市議会政治倫理条例の見直しを提案する。これは、正副委員長と事務局で協議の上、用意したものである。遠藤委員の指摘どおり、現行のハラスメント事案

に即応する手段として、本条例の改正は有効であると考えている。

浜田市の政治倫理条例の第3条「政治倫理基準の遵守等」を確認すると、第4号のハラスメント条項は近年追加されたものであるが、その他の項目は不正や金品の授受など旧来的な内容が中心であり、現代の実情に十分対応できていない側面がある。

先般のハラスメント研修において講師が紹介した事例を参考に、他自治体の状況を調査した。例えば、埼玉県三郷市の条例では、市民の代表としての名誉・品位を損なう一切の行為の禁止に加え、「市の職員等の公正な職務の執行を妨げないこと」という条文が明記されている。これは浜田市にはない規定である。また、第9号では「ウェブサイト等を含む情報発信は、公人としての自覚と責任を持って行い、他者の名誉毀損や人格を損なう一切の行為をしないこと」と、非常に具体的に記されている。

ほかにも、SNSなどの誹謗中傷の禁止を盛り込む自治体や、パワーハラスメント、マタニティハラスメントといった具体的な名称を列挙する例も多い。

また、福知山市や犬山市の事例では、「議員個人に市等への調査権限がないことを認識し、要望等の強要をしないこと」という条文がある。議員個人に調査権がないにもかかわらず資料提出を強いるような行為を禁じるものである。

このように、浜田市の政治倫理条例を改正することで、新たな条例を待たずとも、現在議会や執行部が直面している課題に対応できる可能性がある。本件の議論を深めることを提案する。

○川神委員長

説明のとおり、政治倫理条例を現代に合わせて改定することは、抑止力を高める上で極めて有効であると考えている。実効性をより高めるための見直しについて、委員の意見を求める。

○芦谷委員

SNSでの発信に関する規定など、現在の浜田市に欠けている項目は速やかに改正して盛り込むべきである。

○川神委員長

この条例改正の過程どのようになるか、事務局に確認したい。

○下間局長

当特別委員会で改正案を作成し、委員会提案として議会に提出する流れとなる。議会運営委員会を経る場合もあるが、いずれにせよ議員提案の条例改正である。作業を急げば、3月定例会議での提案・採決も可能である。内容を精査し、ほかの議員の意見も反映させながら進めれば、円滑に運ぶものと考えている。

○笹田委員

第3条の改正は不可欠である。SNSの利用や職員への対応など、現代の課題を網羅すべきだ。まずは正副委員長においてたたき台となる案を作成し、それを基に当特別委員会で議論するのが効率的である。また、本件は各党派へ持ち帰り検討した上で、当特別委員会の主導で進めるべきである。

○足立委員

正副委員長によるたたき台の作成に賛成する。SNSに関する規定がない点は時代に即していないため、他市の事例を参考に、現代の要請に応える内容へと刷新することを求める。

○川神委員長

ほかに意見がないようであれば、今後の進め方を確認する。

一つは、職員アンケートの内容を精査し、執行部と連携して早期に実施・集計すること。もう一つは、政治倫理条例の改定作業を並行して進めることである。正副委員長と事務局で、時代に対応した条文案を作成し、改めて提示する。各委員はそれを会派に持ち帰り、検討されたい。実効性を高め、現状の諸課題を改善するための改定を目指す。これら2つの作業を並行して行うこととする。

(3) 先進地視察

○川神委員長

先進地事例の視察に関し、事務局で調査した最新の情報について説明を求める。

○濱見書記

資料を配信する。カスタマーハラスメント防止条例、首長や議員によるハラスメントに関する条例、及び政治倫理条例の一覧を用意した。

資料の制約上、主なものを掲載しているが、カスタマーハラスメント防止条例については、令和7年12月23日時点で全国に確認されている12件のすべてを網羅している。各条例名から条文へ、またページ下部のURLから参照元の一覧へ遷移できる仕様である。

首長・議員によるハラスメント関連については、172件の条例のうち比較的早期に制定されたものを抽出した。政治倫理条例については、令和7年度に交付されたものを中心に掲載している。

○川神委員長

事務局提示の資料について、委員から意見はあるか。

○芦谷委員

全国で取組が急速に進展している。斬新な先進事例も積極的に取り入れ、議論を深めていくべきである。

○川神委員長

現地視察を通じ、最近条例を制定した自治体から生の声を聞くことは非常に有効であると考えます。これについて現時点での見解を求めます。

○佐々木副委員長

これまでの当特別委員会の視察範囲は近隣に限定される傾向にあり、真に参考にしたい自治体への調査が困難な側面があった。今後はそうした制約にとらわれず、オンライン視察も選択肢に含めるべきである。真に先進的な取組を行っている自治体について、当特別委員会で柔軟に協議し、選定することを提案する。

○川神委員長

副委員長からの提案どおり、距離や費用の制約により現地訪問が困難な場合でも、相手方の承諾があればオンライン視察は可能である。各委員には、調査対象としたい自治体について、オンラインの活用も視野に入れて検討してもらいたい。現時点で具体的な要望はあるか。

○笹田委員

提示された資料からは、各自治体の詳細な特徴までは把握しきれない。個人的には、議員のみを対象とした条例ではなく、当特別委員会の目標である、市民を広く巻き込んだ取組を行っている自治体を視察すべきだと考える。市役所や議会内部に限定されない、広範な対象をカバーする条例を制定している自治体を調査対象としたい。

○川神委員長

事務局に確認するが、笹田委員の指摘に合致するような事例はあるか。

○濱見書記

現時点では一覧の作成に留まっており、各条例の個別具体的な特徴や運用実態の詳細までは把握できていない。

○川神委員長

事務局から提示された最新の事例を精査し、より広範な市民に関わる条例の有無を調査した上で改めて提案する。各委員も、オンライン視察を含め参考にしたい事例があれば、随時提案されたい。

○笹田委員

例えば小郡市などは市民を巻き込んだ取組を行っている。議会内に留まらない視点が必要であることを、改めて認識されたい。

○遠藤委員

最も重要なのは、条例制定によって何が変わったかという点である。トラブルを抱えていた自治体が条例制定を経てどのように改善し、まちづくりや議会と執行部の関係にどのような好影響を及ぼしたのか、その実例を確認したい。内情を公にしている自治体は少ないだろうが、実害に対して条例がどれほどの効力を発揮したのか、客観的な成果が見える事例を調査すべきである。

○川神委員長

非常に重要な視点である。ただし、そうした内部の改善実態を客観的に拾い上げるのは容易ではない。情報の入手には困難が予想されるが、可能な限りリサーチを試みたい。各委員のネットワークで有益な情報があれば、ぜひ提供をお願いしたい。

先進地視察については、オンラインの活用も含め、今後も情報を収集し協議を継続することとする。

(4) その他

○川神委員長

これまでの議論を踏まえ、その他の項目について提案や質問を求める。

○遠藤委員

ハラスメント防止の取組は多大な時間と労力を要する課題である。当特別委員会が担う「議員定数等の検討」と並行して進めるには、負担が大きすぎるのではないかと。より内容を精査しスピード感を持って対応するためには、ハラスメント対策と議員定数検討の委員会を分離し、専任の体制で取り組むべきであると提案する。

○川神委員長

ハラスメント問題は議会活動の根底に関わる極めて重要な課題であり、並行して進めることの困難さは当初から懸念されていた。本提案に関し、各委員の意見を求める。

○笹田委員

当初は分離すべきだと考えていたが、現在はまだ活動を開始したばかりの段階である。まずはアンケートを実施し、その結果を受けて作業量が膨大になると判断した時点で、改めて特別委員会の新設を検討すれば良いのではないかと。

○足立委員

結果的に一つの委員会に集約された経緯があり、現在のメンバーで体制が確定している。アンケート後の詳細な作業が必要な場合は、正副委員長を含む「作業部会」を設置して対応するなどの手法も考えられる。当面はこのまま進め、必要が生じた際に分離を検討するのが現実的である。

○今田委員

委員会発足から3か月が経過し、取り組むべき案件の方向性と緊急性が見えつつある。2月から3月にかけて、現在の体制を維持するか、あるいは別の委員会を組織するかについて結論を出すべきである。

○西田清久委員

議員定数については、立候補を検討する者を考慮し、早めに結論を出す必要があると思う。しかし、一つの委員会で複数の議題を継続的に扱っているが、現時点ではもう少し後の結論でも良いと思ひ、現在の体制で進めていくことは可能であると考ええる。

○川神委員長

作業負担に関する懸念は理解できる。ようやく活動の方向性が見え始めた現段階において、直ちに体制を変更するつもりはない。まずは目の前の課題に真摯に向き合い、取組を進める中で限界が生じた際には、各委員と最善策を協議したい。今は一丸となって課題を前進させることが最優先である。

○佐々木副委員長

委員長と同感である。ハラスメント対策は案件が具体化し、ボリュームが増加している実感がある。一方で議員定数については、検討内容を詰めていく段階だ。過去の経緯を振り返ると、定数議論は各委員が持論を譲らず平行線に終わる傾向が強い。定数議論にどの程度の労力を要するかを見極めつつ、今後の委員会運営を判断材料としたい。

○川神委員長

総合的に勘案し、今後の進め方について適宜相談しながら進めることとする。
ここで暫時休憩とする。

[11 時 11 分 休憩]

[11 時 20 分 再開]

○川神委員長

委員会を再開する。

先ほどの議論を受け、政治倫理条例の整備について改めて検討したい。浜田市の条例に欠けている箇所を補い、適切に整備することは、ハラスメント等の抑制に向けた有効な手段である。実施時期についてであるが、各党派へ速やかに持ち帰り、改正案をまとめるスピード感を持って臨むならば、3月定例会議での提案も物理的には可能である。一方で、条文の文言を精査し、議論を深める時間を確保するならば、6月定例会議を目指すという選択肢もある。作業量やスピード感について、各委員の考えを伺いたい。基本的には、現状の不足部分を補う条文整備が主眼となる。

○笹田委員

第3条の遵守事項については、先進地の事例を参考に正副委員長で案をまとめれば、早期の対応が可能であると考え。改正後の調査プロセス等も重要であるが、まずは「議員として守るべき規範」を明確にし、周知することが先決である。可能であれば3月定例会議の最終日に提案したい。

○川神委員長

時期について、ほかの委員からも順次意見を求める。

○今田委員

早期の決定は必要であるが、改正案が表面的な内容に留まることは避けるべきである。どのような文言であれば実質的な抑止力が働くのか、可能な限り踏み込んだ議論を行う必要がある。

○芦谷委員

先進事例を取り入れ、第3条に項目を追加することに賛成する。時期についても、早い方が望ましい。

○西田清久委員

早期対応の重要性は理解できるが、単に形式を整えるだけでなく、具体的な内容を十分に検討すべきである。3月定例会議に無理に合わせるのではなく、6月定例会議を目途に内容を充実させた上で改正に踏み切るべきではないか。

○足立委員

笹田委員と同様に、スピード感を持って取り組むべきである。前回の改正から年月が経過しており、時代に即して柔軟に改正を行うことが政治倫理条例本来の役割である。機能する条例とするためにも、速やかな導入を前提としたい。

○遠藤委員

早ければ早いほど良いと考える。ただし、内容が不十分にならないよう留意しつつ、迅速に作業を進めてもらいたい。

○佐々木副委員長

環境整備の観点からも、早期の提案・決定を目指すべきである。内容については事務局から紹介があったとおり、SNSやハラスメントに関する先進事例が豊富にあり、それらを反映させる作業はさほど困難ではない。

政治倫理条例の大きな意義は、議員の遵守事項を明確にする環境整備にある。新たな基準を提示することを最優先し、早期の実施を図るべきである。

○川神委員長

慎重な取り扱いを求める声もありつつ、多くの委員からスピード感を重視する意見が出された。

今後、議会事務局及び正副委員長で協議し、修正条文の作成を迅速に進める。3月定例会議に間に合わせることを目標に作業を開始する。各委員の意向を受け、これより準備に着手することとする。

3 議員定数の適正化について

(1) 今後の検討スケジュール

○川神委員長

先ほど副委員長から話があったとおり、新人議員も加わっているため、これまでの議論の経緯については配布資料を確認されたい。議員定数は議員自身の身分に関わる問題であり、過去の特別委員会においても一本化が困難であった経緯がある。これは、定数決定の背景に人口、財政力、面積など多角的な要素があり、全国の類似団体との客観的な比較検討が必要とされるためである。

まず確認すべき点は、本検討が「削減ありき」ではないということである。本委員会は、「定数削減」特別委員会ではなく、いかなる数が浜田市にとって適正であるかを議論する場である。人口比や面積、財政力等の指標に加え、定数の減少は多様な意見を届ける機会の喪失につながるという懸念も存在する。一方で、DXの進展により意見収集の手法が変化しているという見方もあり、委員それぞれの観点は多岐にわたる。

これまでの議論では、削減人数を議論するのではなく、市政を健全に運営するために必要な人数を積み上げる手法が重視されてきた。例えば、常任委員会の数に委員数を乗じ、そこに議長を加算するといった考え方である。具体的には、22名（7名×3委員会+1名）や19名（6名×3委員会+1名）といった数字が主流であった。

市民からの厳しい視線がある中で、我々自身が定数を決定しなければならない。まずは議論の方向性や視点について、各委員の意見を求める。

○笹田委員

議論の内容も重要であるが、結論を出す時期の設定が不可欠である。任期終了の1年前を基準とするか、より早期に決定するかについて共通認識を持つべきである。令

和3年や平成25年の議論を参考にしつつ、まずは当特別委員会としてのスケジュール感を把握した上で進めていくべきである。

○遠藤委員

意見の集約は困難を伴うが、次期選挙への立候補を検討する者が早期に準備を開始できるよう、配慮が必要である。政治活動に要する情熱と時間を考慮すれば、少なくとも選挙の2年前までには定数を確定させておくのが望ましい。

○今田委員

新人として立候補した自身の経験に照らすと、9月からの準備開始では遅すぎると地域住民から指摘を受けた経緯がある。多様な人材が立候補しやすい環境を整えるためには、検討期間を十分に確保できるよう、早期の決定が必要である。

○足立委員

2年を費やすのではなく、最初の1年と次年度の上半期を目途に具体的な数字を提示したい。

また、決定の根拠を明確にする必要がある。人口や財政指標など、何をベースに議論を進めるのか、外枠から決めるのか指標を重視するのか。その方向性を先に共有すべきである。

○西田清久委員

合併から20年が経過し、当初36名であった定数は改選ごとに削減され、現在は22名となっている。人口減少に伴う削減の流れはあるが、二元代表制の一翼を担う議会の機能を維持するためには、最低限必要な人数が存在する。また、浜田のために尽力したいと考える多様な人材が立候補しやすい環境作りも急務である。

常任委員会を現在の3つから2つに減らして定数を削減している自治体もあるが、東京23区の1.1倍という広大な面積と400億円を超える予算規模を持つ浜田市において、2委員会体制で十分な行政チェック機能が果たせるのか、慎重な検討が必要である。

○芦谷委員

定数削減ありきではないという委員長の方針に賛同する。全国的な行革の流れの中で定数削減が競われてきたが、それが必ずしも地方自治の進展に寄与しているとは限らない。むしろ、議員のなり手不足が深刻化する中で必要なのは、議会の魅力向上である。定数維持を含め、議会が本来の機能を果たせる体制を維持し、なり手不足を解消する視点が必要である。

○佐々木副委員長

時期に関しては、現在の特別委員会の業務量から判断すると、前半はハラスメント対策に注力し、残り1年で定数を決定するのが自然な流れではないかと考える。

検討の根拠については、過去の委員会においても指標を議論しながら、最終的な定数の一本化に至らなかった苦い経験がある。当時の議論と現在では議員の業務量や市民の視線も変化している。

以前実施した市民アンケートでは、議会の実態が十分に理解されないまま「数」だけが選ばれる傾向にあり、その有効性に疑問を感じた。また、各委員の質疑や活動

量に差があるという実態も踏まえ、委員会が適切に機能する人数を議論していくべきである。

○川神委員長

市民感情と議会の実情には依然として乖離がある。はまだ市民一日議会などを通じて理解促進に努めてきたが、全世代的な理解を得るには至っていない。定数が多いほど新人が出やすいのか、あるいは議会の魅力そのものが重要なのか、価値観も多様である。

スケジュールに関しては、私個人の考えとしては折り返しの2年を目安に一つの方向性を出したいと考えている。ハラスメント対策との兼ね合いはあるが、目安として早期の提示を目指したい。

○笹田委員

2年を一つの目処とすることに異存はない。議論が尽くされない場合の弾力性は持たせつつ、スケジュールを確認して進めるべきである。

あわせて、進め方についても共通認識を持ちたい。特に、今回アンケート調査を実施するかどうかを検討すべきである。

○川神委員長

アンケートの取り扱いは非常に難しい。前々回に実施した際は、最も回答が多かった数字ではなく、別の人数で決定したため、アンケートを取る意味がないとの批判も受けた。議会の仕事を十分に理解していない状況で、何人が適切かと問う手法が適切かどうか。実施の是非について伺いたい。

○西田清久委員

単に数字を選択させるアンケートは前回の反省から避けるべきである。市民が議会の役割や二元代表制の仕組みをどの程度理解し、身近に感じているかを問う内容であるべきだ。そうした理解度を判断材料として我々が定数を検討する手法が望ましい。

○川神委員長

議会の活動に対する所感や意見収集を主眼とし、その一部として定数への考えを聞くという手法も考えられる。

○笹田委員

過去2回の経験上、市民アンケートは、削減の一辺倒になりがちであり、必ずしも議論の参考にならない。広報広聴に関わる内容は担当委員会に委ねるべきであり、当特別委員会としては、現職議員が責任を持って定数を決定すべきだと考える。よって、アンケート実施には反対である。

○芦谷委員

市民との距離を縮める努力は必要であるが、アンケートで民意を掴むのは困難である。むしろ、市長と一緒に地域協議会などに議会としても参画し、地域に密着した活動を見せることで理解を深めるべきではないか。

○今田委員

土壌が整わない中での定数アンケートは判断が難しい。笹田委員の言うとおりに、

我々が議員としての役割と義務を再確認し、責任を持って議論を尽くすべきである。

○遠藤委員

自分たちで責任を持つことには同意するが、アンケートを行わない場合でも、市民の意見を聞く機会を別途設けなければ、市民不在の決定と批判される恐れがある。慎重な対応が必要である。

○足立委員

時代が変化し、浜田市議会が情報公開に注力してもなお、市民との乖離は埋まりにくい。アンケートの結果をどのようにフィードバックし、活用できるかが見えない現状では、実施の是非については慎重にならざるを得ない。

○川神委員長

私としても、今回は形式的なアンケートを実施する必要はないと考える。市民の声については広報広聴活動を通じた収集に委ね、当特別委員会は定数の本質的議論に集中すべきである。過去の対話においても、議会の実情を説明することで、そこまで活動しているなら削減一辺倒ではいけないとの理解を得た事例もある。

よって、今回は具体的なアンケート調査は実施しないこととしたい。スケジュールについては、2年の折り返しを一区切りとして議論を進めていく。

○笹田委員

協議の進め方について、令和3年の検討を事務局がまとめた資料が前回の特別委員会の資料であるので再確認したい。

一つ目は議会機能から考える、二つ目は市民の視点から考える、三つめは浜田市の特性から考える、これら3つの視点及び比較対象とする5つの項目を議論のベースとすることを提案する。これらを共通認識とすることで、2年という目標に向けた効率的な議論が可能になると考える。

○川神委員長

提案のあった三つの視点を議論の切り口として共有し、今後の検討を進めていくこととする。

4 政策立案等をはじめとする議会活性化に係る事項について

(1) 議会改革推進特別委員会からの申し送り事項の確認

○川神委員長

次期議会への申し送り事項について検討したい。主な項目は以下の3点である。

「多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備」について、「市への要望・提言等に対する対応状況の検証」について、「一般質問・代表質問を政策提言に結びつける取組」について、これらに関し、検証方法の案が令和7年9月定例会議において提出されている。各項目の調査検討の優先順位や具体的な取組方法について、意見を求める。

○西田清久委員

1点目の「立候補しやすい環境整備」を優先すべきである。議会のなり手不足を解

消するため、若年層を対象としたシンポジウムを議会主催で開催し、議会の役割や予算・事業審査の実態を直接伝える場を設けるべきである。

また、主権者教育の一環として高校や中学校へ出向き、市議会議員の仕事について講義を行うなど、議会側から積極的にアクションを起こすことが必要である。

○川神委員長

建設的かつ重要な意見である。自ら出向いて情報を発信し、能動的に働きかけなければ、なり手不足の問題解決は困難である。

○笹田委員

西田清久委員の提案に賛同する。1点目については、先ほど議論した定数問題とも密接に関係している。立候補しやすい環境づくりと定数の検討を連動させて議論を進める方向で異存はない。

○佐々木副委員長

2点目の「要望・提言の検証」については、前回の特別委員会で会派の意見を集約し、すでにたたき台が作成されている。検討が着手されている内容であるため、優先的に進めることが可能である。

各委員会において真に必要な提言を行うためにも、その内容を検証し、実効性を高める体制を構築すべきである。

○笹田委員

3点目については、過去の一般質問での指摘に基づいた手法の確立が主眼である。全議員協議会での合意形成など、運用の形を作る作業であり、議論にさほど時間はかからないと考える。

○芦谷委員

1点目は議会への理解向上に直結する課題である。2点目及び3点目については、提言を行うだけで終わらず、市長側からの見解や逆提案を含めた事後の処理状況を確認する仕組みが必要である。双方向のやり取りを検証する機会を設けるべきだ。

○足立委員

1点目は定数議論と連動させるべきである。2点目は各委員会で既に取組が始まっており、着実に進んでいる。3点目の政策提言への結び付けについては、具体的な着地点のイメージを共有することが難しいため、慎重に議論を深めたい。

○川神委員長

各委員の意見を集約する。

1点目については、定数問題と連動させ、主権者教育等の視点を含めて議論する。

本委員会における活性化の議論としては、既に検討が進んでいる2点目の「市への要望・提言の仕組み及び検証方法」を主軸に据えて進めていくこととする。

異議がなければ、次回よりこの方針で検討を開始する。

5 その他

○川神委員長

本日の議題は以上である。次回開催日を決定したい。今後の進め方について確認する。ハラスメント対策については、アンケートの最終的な素案を精査し、執行部と協議した上で実施へと進める。政治倫理条例については、3月定例会議での提案に間に合うよう改正案を作成する。先進地視察については、各会派の意向を踏まえ、視察先やオンライン実施の可否を調査・研究する。議員定数は、共通認識に基づき議論を開始し、市への要望・提言の検証についても議論を深めていく。この方針で進めることとする。

事務局から、今後の具体的な日程等について提案はあるか。

○濱見書記

最優先すべきは、政治倫理条例の改正案を3月定例会議に提出することである。

そのためには、まず条例案を作成して各委員に示し、各会派での協議を経て、再度意見を集約・決定するという過程が必要である。3月定例会議の最終日である3月17日までに、少なくとも2回は当特別委員会を開催しなければならない。また、委員会提案の条例を提出するためには、事前に議会運営委員会への報告も必要となる。

○川神委員長

3月17日の最終日に間に合わせるためには、極めてタイトなスケジュールとなる。次回の特別委員会で会派への持ち帰り用案を作成し、その次の特別委員会で内容を確認、議会運営委員会の了承を得るという手順を、一般質問終了後の限られた時間で実施しなければならない。

○笹田委員

第3条の遵守事項に関する改正であれば、案をLINEWORKSで共有し、オンライン上で各会派の意見を集約することが可能である。そうすれば、対面での委員会開催回数を1回減らすことができ、効率的である。LINEWORKSで協議し、合意形成が図れなければ開催を検討するという手法を提案する。

○濱見書記

条例の素案を正副委員長と事務局で作成し、LINEWORKSを活用して会派間の調整を行い、会派意見を取りまとめた資料で次回特別委員会を1回開催するという理解で良いか。

○笹田委員

LINEWORKSで会派の意見を集約したものをさらに副委員長と事務局で精査し、次回特別委員会を開催すると話が早い。

○下間局長

議会運営委員会の開催日は2月27日と3月3日であり、ここで当特別委員会から条例改正を提案する旨を報告する必要がある。この時点では完成した条例案でなくても良く、改正の趣旨や遵守事項の骨格を説明できれば足りる。したがって、3月3日までに改正案の骨格を固めておく必要がある。

○佐々木副委員長

議会運営委員会での報告とのことだが、諮る必要はないのか。

○下間局長

浜田市議会委員会条例等の規定に基づき、委員会提案の条例作成にあたっては、内容の骨格が固まった段階で、あらかじめ委員長から議運へ取組の経緯や目的、概要を報告することとされている。議会全体に関わる事項であるため、議会運営委員会に委員長が出席し、報告することになる。後よりの3月3日とし、それまでに、事務局及び正副委員長で第3条の素案を作成し、早期にLINEWORKSで共有する。各委員には速やかに会派内で調整を図っていただきたい。その上で、3月2日に短時間の特別委員会を開催し、会派の意見を集約・議論することで、翌3日の議会運営委員会での報告につなげたいと考える。

○川神委員長

了解した。次回の特別委員会は、3月2日の一般質問終了後、直ちに開催することとする。

以上で、第4回議員定数等議会活性化特別委員会を終了する。

[12 時 32 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議員定数等議会活性化特別委員会委員長 川 神 裕 司